I 退職手当について

1 退職手当の受給要件

(1) 受給要件

退職手当の受給要件は、常時勤務に服することを要する者で6か月以上の勤務者についてです。(死亡、勧奨、整理退職は、1日以上)

ただし、再任用職員は除きます。

(2) 受給者

原則として退職者本人に支給しますが、本人が死亡退職した場合等は遺族に支給されます。 遺族の範囲及び順位・・・・・配偶者(事実婚含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等 同順位者が2人以上あれば等分して支給されます。

2 退職手当の算出

- (1) 退職手当は、次の算式により算出します。
 - 退職手当の計算式



① 退職時の給料

退職時に発令されている給料表の級号給に基づく給料が算定の基礎になります。 教育職給料表の場合の給料には教職調整額(4%)も含みます。(学校の教職員(管理職を除く)である場合に限る)

② 支給率

勤続期間が長くなるに従って率が高くなりますが、勤続期間が同じでも、退職の事由が自己都合によるもの、定年や早期退職、勧奨によるもの等によって異なります。

総じて自己都合よりも定年や早期退職、勧奨による退職の場合のほうが高支給率になります。 (P7「退職手当の支給率表」参照)

③ 調整率

100分の83.7

調整額

「調整額」は、在職中に職員が受けていた給料表、職務の級等に応じ、(P6 退職手当の調整額表参照)により決定されます。

具体的には、勤続期間における各月を調整額表により1~8号の区分に分類し、各月の区分に係る調整月額の多いものから60月分を合計した額になります。

勤続期間における各月は

- ア 平成8年4月以降の各月に限ります。
- イ 国家公務員等から引き続いて鳥取県職員になったときには、国家公務員等であった期間 の各月も調整月額の区分に分類することがあります。
- ウ 在職期間中に休職、停職、育児休業があった場合には、その休職等のあった各月の2分 の1(育児休業期間のうち子が1歳に達した日の属する月までは3分の1、組合専従休職の

場合は全月数)を調整額の区分の決定上の各月から除算します。

また、調整額の算定においては、退職事由及び勤続期間により次の特例があります。

ア 自己都合退職者

・勤続期間が10年以上24年以下の者: 算定した額の2分の1の額

・勤続期間が9年以下の者:0円

イ 自己都合以外の退職者

勤続年数が1年以上4年以下の者: 算定した額の2分の1の額

・勤続期間が0年の者:0円

- (2) 早期退職者については次のとおりです。
 - ○早期退職は、次の要件を全て満たした場合に承認されます。
 - ① その者の非違による退職でないこと。
 - ②退職日における勤続年数が20年以上であること。
 - ③退職日における年齢が45歳以上であること。
 - ④退職日の前年の4月1日から7月31日までに退職の申し出を行うこと。
 - ⑤原則として退職日が、申し出の翌年の3月31日であること。
 - ○早期退職の場合の退職手当は、基本額の算定に係る支給率が、自己都合ではなく、定年退職者と同等に設定されています。 (P7「退職手当の支給率表」参照)
 - ○また、25 年以上勤続して退職する場合で、退職時の年齢が 50 歳以上である職員については、定年の年齢と退職の日におけるその職員の年齢との差の年数に応じた加算割合(下記の表を参照)が基本額の算定に係る退職時の給料月額に乗じられます。
 - 早期退職者の退職手当の計算式



定年年齢と退職の日にお けるその者の年齢との差	加算割合	定年年齢と退職の日にお けるその者の年齢との差	加算割合
1 年	102/100	6 年	112/100
2 年	104/100	7 年	114/100
3 年	106/100	8 年	116/100
4 年	108/100	9 年	118/100
5 年	110/100	10 年	120/100

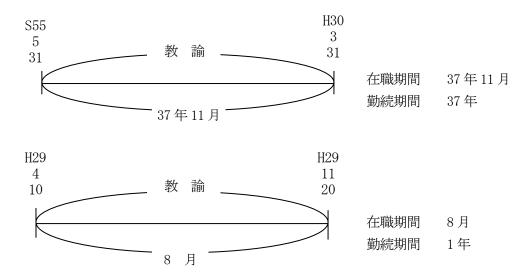
(例) 退職時の年齢が 55 歳の場合、定年の年齢(60 歳)と退職の日におけるその職員の年齢との差が 5 年であるため、加算割合は 110/100 となる。(「退職時の給料月額」が 10%割増しされる。)

3 勤続期間の計算

勤続期間とは、鳥取県職員や県費負担教職員になってから退職するまでの在職期間の年数です。在職期間に1年未満の端数月があるときは、これを切り捨てます。ただし、全在職期間が6か月以上1年未満の者は1年として計算します。

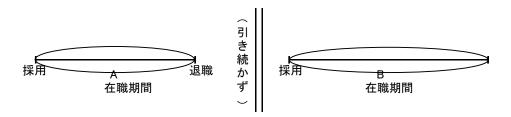
(1) 在職期間の計算

原則として在職期間とは、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数となります。



(2) 職員として引き続いた在職期間

職員が一度退職し、翌日再び職員となった場合は引き続いて在職したものとみなされます。 (採用前に本県の講師等に任用された方(但しH16.3.31までの期間)で、その退職の際に退職手当を支給されていない場合は、職員として引き続いて在職したものとみなされます。) (例1)引き続いて在職とみなされない場合



※AとBの間で1日以上の期間がある場合引き続いて勤務していないこととなり、職員として引き続いた在職期間に算入されません。退職手当に係る在職期間はBだけとなります。

(例2)

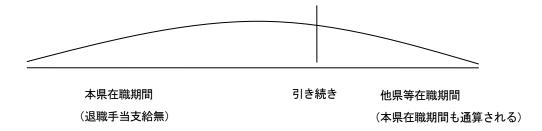
国・他の都道府県等の職員が引き続いて本県の職員となったときは、その期間は原則として通算されますが、本県採用前に退職手当を支給されていると、通算されません。



(例3)

本県を退職し、引き続いて国及び他の都道府県の職員(非常勤職員等を除く)となったときは、原則として次の職場で在職期間を引継ぎ、退職の際に在職期間を通算され、退職手当を支給されることになりますので、本県から退職手当は支給されません。

※通算されない都道府県もありますので、その場合は本県から退職手当を支給します。



(3) 在職期間からの除算

在職期間に休職・停職・育児休業等があった場合には、その期間については勤続期間から 除かれます。ただし、月のうち1日でも勤務した日があれば、その月は除算しません。

ア 休職・停職の期間 ・・・1/2を除算

イ 育児休業の期間・・・1/2を除算

ただし、育児休業期間(平成4年4月1日施行の新育児休業法適用後の期間)のうち、子の 1歳に達した日の属する月までの期間はその月数の1/3を除算されます。

- ウ 育児短時間勤務の期間・・・1/3を除算
- エ 組合専従休職・・・全月数を除算
- オ 海外随伴休暇の期間・・・1/2を除算
- カ 高齢者部分休業の期間・・・1/2を除算
- キ 自己啓発等休業期間・・・1/2を除算 ただし、「公務の能率的な運営に特に資するもの」と認められていた場合に限る。 それ以外の場合には、全月数を除算。
- ※「介護休暇」「介護時間」「育児部分休業」「子育て部分休暇」「修学部分休業」を取得中の期間は除算なし(通算)。

(休職)



除算 $\frac{2 \mp 11 \, \text{月}}{2}$ = 1 年 5 月 15 日

ただし、組合専従休職である場合は、 2年11月。



除算
$$\frac{11 \, \text{月}}{3}$$
 = 3 月 20 日 ... ① $\frac{12 \, \text{月}}{2}$ = 6 月 ... ②

① + ② = 9 月 20 日

4 退職手当算出の経過措置等について

退職手当は2退職手当の算出(P1)により算出されますが、平成17年度以降の条例改正により以下(1)~(2)の経過措置があります。

(1) 給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の 基本額に係る特例(新条例5条の2適用の場合)【給料表の切替があった者等】

在職期間中に減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合において、 減額前の月額が退職時の給料月額より多い時は、勤務期間に応じて減額前の給料月額を退職時 の給料月額とみなします。

● 基本額算出方法

基本額= (ア + イ) × 調整率

- ア 減額前の給料月額×支給率(減額日前日までの勤務期間)
- イ 退職日給料月額× 支給率(減額後から退職日までの勤務期間)

(2) 平成 18 年 4 月の制度改正に伴う経過措置【H18. 4. 1 に給料減額の有った者】

(1)による額が、仮に平成18年3月31日に退職したものと比較し、支給されたであろう額を下回ることとなる場合は、旧制度に基づく退職手当額を支給します。

※旧制度に基づき平成18年3月31日に退職した場合の退職手当額の算定

● 算出方法

平成18年3月31日における給料月額(教職調整額、給料の調整額を含む)× 退職事由及び平成18年3月31日までの勤続期間に応じた支給率(P7支給率表参照)

- ※ 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に該当する場合は、平成18年3月31日現在の年齢により加算します。
- 算出方法

退職手当の算出基礎となる給料月額(H18.3.31 時点)× 早期退職割増(H18.3.31 時点)×支給率(H18.3.31 時点)

5 退職手当の調整額表

				職	員 の 糸	洽 料	表		_
	調整	行政職	給料表	教育職	教育職		現業職給料表		
区分月	月 額 円	H8.4.1 から H18.3.31 まで	H18.4.1 以降	給料表 (1)		海事職給料表	H8.4.1 から H17.8.31 まで	H17.9.1 から H18.3.31 まで	H18.4. 1 以降
第1号	65,000	11 級	9級						
第2号	59,550	10 級	8級	4級(役職加算100分の 20 である者に限る)					
第3号	54,150	9級	7級	4級(管理職手当支給 区分3種又は4種(第2 号に掲げる者を除く))					
第4号	43,350	8級	6級	4級(第2号、3号に掲 げる者を除く)		5級			
第5号	32,500	7級	5 級	3級(管理職手当支給 区分が特4種又は5種 特6種の者に限る)		4級(知 事が別に 定める者 に限る。)			
第6号	27,100	6級	4級	3級(第5号に掲げる者 を除く)、特2級又は2 級で経験年数30年(大 学4卒)以上		4級	3級(7~17 号給)又は 2級(11号 給以上)		
第7号	21,700	5級又は 4級	3 級	2 級で経験年数 12 年 (大学 4 卒)以上		3 級	3級(6号給 以下)又は 2級(10号 給以下)又 は1級(21 号給以上)	5級又は 4級	3級
第8号	0	3級以下	2級以下	2級(第6号、第7号に 掲げる者を除く)又は 1 級		2級以下	1級(20号 給以下)	3級以下	2 級以 下

[※]研究職給料表の該当者については個別にお問い合わせください。

備考 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1 役職加算

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 (昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 4 号) 別表第 1 の加算割合をいう。

2 管理職手当支給区分

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の規定による管理職手当に係る区分をいう。

3 経験年数

役員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)第2条第4号に規定する経験年数をいう。

6 退職手当の支給事由別支給率(調整率を乗じたもの)

退職手当の支給率表 H30. 4. 1~適用(調整率83. 7/100)

勤練	定	:年	早期	退職	勧	獎	自己	都合	私值	病		傷病、 外死亡	勤務公署移	帳		職、公務 ҈務死亡
年數	H18.3.31 時点	H18.4.1 以降	H18.3.31 時点	H18.4.1 以降	H18.3.31 時点	H18.4.1 以降	H18.3.31 時点	H18.4.1 以降	H18.3.31 時点	H18.4.1 以降	H18.3.31 時点	H18.4.1 以降	H18.3.31 時点	H18.4.1 以降	H18.3.31 時点	H18.4.1 以降
1	0.83700	0.837000	-	-	0.83700	0.837000	0.50220	0.50220	0.83700	0.83700	0.83700	0.837000	1.0462500000000	1.046250	1.25550	1.25550
2	1.67400	1.674000	-	-	1.67400	1.674000	1.00440	1.00440	1.67400	1.67400	1.67400	1.674000	2.0925000000000	2.092500	2.51100	2.51100
3	2.51100	2.511000	-	-	2.51100	2.511000	1.50660	1.50660	2.51100	2.51100	2.51100	2.511000	3.1387500000000	3.138750	3.76650	3.76650
4	3.34800	3.348000	-	-	3.34800	3.348000	2.00880	2.00880	3.34800	3.34800	3.34800	3.348000	4.1850000000000	4.185000	5.02200	5.02200
5	4.18500	4.185000	-	-	4.18500	4.185000	2.51100	2.51100	4.18500	4.18500	4.18500	4.185000	5.2312500000000	5.231250	6.27750	6.27750
6	5.02200	5.022000		-	5.02200	5.022000	3.76650	3.01320	5.02200	5.02200	5.02200	5.022000	6.2775000000000	6.277500	7.53300	7.53300
7	5.85900	5.859000	-	-	5.85900	5.859000	4.39425	3.51540	5.85900	5.85900	5.85900	5.859000	7.3237500000000	7.323750	8.78850	8.78850
8	6.69600	6.696000	-	-	6.69600	6.696000	5.02200	4.01760	6.69600	6.69600	6.69600	6.696000	8.3700000000000	8.370000	10.04400	10.0440
9	7.53300	7.533000	-	-	7.53300	7.533000	5.64975	4.51980	7.53300	7.53300	7.53300	7.533000	9.4162500000000	9.416250	11.29950	11.29950
10	8.37000	8.370000	_	-	8.37000	8.370000	6.27750	5.02200	8.37000	8.37000	8.37000	8.370000	10.46250000000000	10.462500	12.55500	12.5550
11	9.29070	11.613375	-	-	9.29070	11.613375	7.43256	7.43256	9.29070	9.29070	9.29070	11.613375	11.6133750000000	11.613375	13.93605	13.9360
12	10.21140	12.764250	-	-	10.21140	12.764250	8.16912	8.16912	10.21140	10.21140	10.21140	12.764250	12.7642500000000	12.764250	15.31710	15.31710
13	11.13210	13.915125	-	-	11.13210	13.915125	8.90568	8.90568	11.13210 12.05280	11.13210	11.13210	13.915125 15.066000	13.9151250000000	13.915125	16.69815	16.6981
14 15	12.05280 12.97350	15.066000 16.216875	_	_	12.05280 12.97350	15.066000 16.216875	9.64224 10.37880	9.64224 10.37880	12.05280	12.05280 12.97350	12.05280 12.97350	16.216875	15.06600000000000 16.2168750000000	15.066000 16.216875	18.07920 19.46025	19.4602
			_	_												
16	13.89420	17.890875	-	-	13.89420	17.890875	11.11536	12.88143	13.89420	14.31270	13.89420	17.890875	17.3677500000000	17.890875	20.84130	20.8413
17	14.81490	19.564875	-	-	14.81490	19.564875	11.85192	14.08671	14.81490	15.65190	14.81490	19.564875	18.5186250000000	19.564875	22.22235	22.2223
18	15.73560	21.238875	-	-	15.73560	21.238875	12.58848	15.29199	15.73560	16.99110	15.73560	21.238875	19.6695000000000	21.238875	23.60340	23.6034
19 20	16.65630 21.97125	22.912875 24.586875	21.97125	- 24.586875	16.65630 21.97125	22.912875 24.586875	13.32504	16.49727 19.66950	16.65630 17.57700	18.33030 19.66950	16.65630 21.97125	22.912875 24.586875	20.8203750000000 21.9712500000000	22.912875 24.586875	24.98445 26.36550	24.9844 26.3655
21 22	23.22675	26.260875 27.934875		26.260875 27.934875	23.22675	26.260875 27.934875	18.58140 19.58580	21.34350 23.01750	18.58140 19.58580	21.34350 23.01750	23.22675	26.260875 27.934875	23.2267500000000 24.4822500000000	26.260875 27.934875	27.87210 29.37870	27.7465 29.1276
23	25.73775	29.608875		29.608875	25.73775	29.608875	20.59020	24.69150	20.59020	24.69150	25.73775	29.608875	25.7377500000000	29.608875	30.88530	30.5086
24	26.99325	31.282875		31.282875	26.99325	31.282875	21.59460	26.36550	21.59460	26.36550	26.99325	31.282875	26.9932500000000	31.282875	32.39190	31.8897
25	33.89850	33.270750	33.89850	33.270750	33.89850	33.270750	28.24875	28.03950	28.24875	28.03950	33.89850	33.270750	28.2487500000000	33.270750	33.89850	33.2707
26	35.40510	34.777350	35.40510	34.777350	35.40510	34.777350	29.50425	29.37870	29.50425	29.37870	35.40510	34.777350	29.5042500000000	34.777350	35.40510	34.7773
27	36.91170	36.283950	36.91170	36.283950	36.91170	36.283950	30.75975	30.71790	30.75975	30.71790	36.91170	36.283950	30.7597500000000	36.283950	36.91170	36.2839
28	38.41830	37.790550	38.41830	37.790550	38.41830	37.790550	32.01525	32.05710	32.01525	32.05710	38.41830	37.790550	32.0152500000000	37.790550	38.41830	37.7905
29	39.92490	39.297150	39.92490	39.297150	39.92490	39.297150	33.27075	33.39630	33.27075	33.39630	39.92490	39.297150	33.2707500000000	39.297150	39.92490	39.2971
30	41.43150	40.803750	41.43150	40.803750	41.43150	40.803750	34.52625	34.73550	34.52625	34.73550	41.43150	40.803750	34.5262500000000	40.803750	41.43150	40.8037
31	42.68700	42.310350	42.68700	42.310350	42.68700	42.310350	35.57250	35.73990	35.57250	35.73990	42.68700	42.310350	35.5725000000000	42.310350	42.68700	42.3103
32	43.94250	43.816950	43.94250	43.816950	43.94250	43.816950	36.61875	36.74430	36.61875	36.74430	43.94250	43.816950	36.6187500000000	43.816950	43.94250	43.8169
33	45.19800	45.323550	45.19800	45.323550	45.19800	45.323550	37.66500	37.74870	37.66500	37.74870	45.19800	45.323550	37.6650000000000	45.323550	45.19800	45.3235
34	46.45350	46.830150	46.45350	46.830150	46.45350	46.830150	38.71125	38.75310	38.71125	38.75310	46.45350	46.830150	38.7112500000000	46.830150	46.45350	46.8301
35	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	39.75750	39.75750	39.75750	39.75750	47.70900	47.709000	39.7575000000000	47.709000	47.70900	47.7090
36	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	40.80375	40.76190	39.75750	40.76190	47.70900	47.709000	39.7575000000000	47.709000	47.70900	47.7090
37	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	41.85000	41.76630	41.85000	41.76630	47.70900	47.709000	40.2403846153846	47.709000	47.70900	47.70900
38	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	42.89625	42.77070	42.89625	42.77070	47.70900	47.709000	41.2463942307692	47.709000	47.70900	47.70900
39	47.70900	47.709000		47.709000	47.70900	47.709000	43.94250	43.77510	43.94250	43.77510	47.70900	47.709000	42.2524038461538	47.709000	47.70900	47.70900
40	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	44.98875	44.77950	44.98875	44.77950	47.70900	47.709000	43.2584134615385	47.709000	47.70900	47.70900
41	47.70900	47.709000		47.709000	47.70900	47.709000	46.03500	45.78390	46.03500	45.78390	47.70900	47.709000	44.2644230769231	47.709000	47.70900	47.70900
42	47.70900	47.709000		47.709000	47.70900	47.709000	47.08125	46.78830	47.08125	46.78830	47.70900	47.709000	45.2704326923077	47.709000	47.70900	47.70900
43	47.70900	47.709000		47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.70900	47.70900	47.70900	47.70900	47.709000	46.2764423076923	47.709000	47.70900	47.70900
44	47.70900	47.709000		47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.70900	47.70900	47.70900	47.70900	47.709000	47.2824519230769	47.709000	47.70900	47.70900
45	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.709000	47.70900	47.70900	47.70900	47.70900	47.70900	47.709000	47.7090000000000	47.709000	47.70900	47.70900
46	47.70900	47.709000		47.709000			47.70900	47.70900	47.70900	47.70900	47.70900	47.709000	47.7090000000000	47.709000	47.70900	47.70900

⁽注)数字は、退職日の給料の月額に乗ずる割合である。

7 退職手当に対する課税

退職手当にかかる所得税・住民税は源泉徴収されます。つまり、受け取る退職手当から税金が差し引かれています。その額は勤続年数や退職手当額によって異なります。

なお、死亡退職の場合は、相続税の対象となりますので、所得税・住民税は課せられません。

(1) 所得税

所得税法では、「退職所得」は他の所得とは区別して扱うこととされています。つまり分離 課税であって、一度所得税を課されれば、さらに総所得金額に合算してもう一度課税される ことはないという仕組みになっています。

(2) 住民税(市町村民税及び都道府県民税、3月31日退職の場合4月及び5月分の住民税も含む。)

住民税についても、「退職所得」は分離課税になっています。

8 税額の算出

(1) 所得税の算出

退職手当に係る所得税の税額は、退職手当の金額(①)から退職所得控除額(②特別控除)を控除した残額の2分の1に相当する金額(課税退職所得金額(③))に応じて、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄に算式が示されていますので、この算式にしたがって計算して税額を求めます。

$$\begin{pmatrix}
①退職手当
 の金額
\end{pmatrix}
-
\begin{pmatrix}
②退職所得
 の控除額
 の金額
\end{pmatrix}
\times \frac{1}{2}
=
\begin{pmatrix}
③課税退職
 所得金額
\end{pmatrix}$$
 課税

(2) 特別控除額(早見表)

勤続年数	特別控除額	勤続年数	特別控除額	勤続年数	特別控除額
4年	160 万円	17 年	680 万円	30年	1,500 万円
5年	200	18年	720	31 年	1,570
6年	240	19年	760	32年	1,640
7年	280	20年	800	33年	1,710
8年	320	21 年	870	34年	1, 780
9年	360	22 年	940	35年	1, 850
10年	400	23 年	1,010	36年	1, 920
11年	440	24 年	1,080	37 年	1, 990
12年	480	25 年	1, 150	38年	2, 060
13 年	520	26年	1, 220	39年	2, 130
14年	560	27年	1, 290	40年	2, 200
15 年	600	28年	1, 360	41年	2, 270
16年	640	29年	1, 430	42年	2, 340

特別控除の勤続年数は、休職等があっても減算しないで年数を計算します。(但し、組合専従休職の場合は減算されます。)また、1年未満の端数があるときは切り上げて年数を求めます。

例えば、30年1か月を切り上げて31年として特別控除額を計算します。

(特別控除額)

勤続年数が1年以上20年までは、1年について40万円、21年以上は、1年について70万円となります。(ただし、勤続年が1年以上2年未満のときは、80万円)

仮りに勤続年数が31年である場合の特別控除額は、

40 万円×20 年=800 万円

70 万円×11 年=770 万円

800万円+770万円=1,570万円となります。

(課税退職所得金額)

退職手当-特別控除額×1/2(1,000円未満の端数は切り捨て)

(税額の計算)

課税退職所得金額×税率-控除額(1円未満の端数は切り捨て)

(3) 所得税の速算表

次の表により求めた税額となります。

課税退職所	税率	控除額(円)	税額(円)	
	(B)	(C)	$((A) \times (B) - (C)) \times 102.1\%$	
	1,950,000以下	5 %	_	((A) ×5%)×102.1%
1,950,000超	3,300,000以下	10 %	97, 500	((A)×10%— 97,500円)×102.1%
3,300,000超	6,950,000以下	20 %	427, 500	((A)×20%— 427,500 円)×102.1%
6,950,000超	9,000,000以下	23 %	636, 000	((A)×23%— 636,000円)×102.1%
9,000,000超	18,000,000以下	33 %	1, 536, 000	((A)×33%—1,536,000円)×102.1%
18,000,000超		40 %	2, 796, 000	((A)×40%-2,796,000円)×102.1%

※H25.1.1 から復興特別所得税の(2.1%)が課税されます。

(4) 住民税(市町村民税及び県民税)の算出

課税退職所得金額に、市町村民税は6%、県民税は4%を乗じて得た額となります。

市町村民税 =
$$[(A) \times 6\%]$$
 ※ $(A) \times (A) \times (A)$

9 税額表

(税額速算表)

特別控除後の額 し職手当 一特別控除額	課税退職所得金額 (特別控除後の 額×1/2	所 得 税	県 民 税	市町村民税	計
200 万円	100 万円	51,050 円	40,000 円	60,000円	151,050円
250	125	63, 812	50, 000	75, 000	188, 812
300	150	76, 575	60,000	90, 000	226, 575
350	175	89, 337	70,000	105, 000	264, 337
400	200	104, 652	80,000	120,000	304, 652
450	225	130, 177	90,000	135, 000	355, 177
500	250	155, 702	100,000	150, 000	405, 702
550	275	181, 227	110,000	165, 000	456, 227
600	300	206, 752	120,000	180. 000	506, 752
650	325	232, 277	130,000	195, 000	557, 277
700	350	278, 222	140,000	210, 000	628, 222
750	375	329, 272	150,000	225, 000	704, 272
800	400	380, 322	160, 000	240, 000	780, 322
850	425	431, 372	170, 000	255, 000	856, 372
900	450	482, 422	180,000	270,000	932, 422
950	475	533, 472	190,000	285, 000	1, 008, 472
1000	500	584, 522	200, 000	300,000	1, 084, 522
1050	525	635, 572	210,000	315, 000	1, 160, 572
1100	550	686, 622	220, 000	330, 000	1, 236, 622
1150	575	737, 672	230, 000	345, 000	1, 312, 672
1200	600	788, 722	240, 000	360, 000	1, 388, 722

10 退職手当から控除されるもの

- (1) 所得税及び住民税(市町村民税及び県民税)
- (2) 給与所得に係る住民税(市町村民税及び県民税)

1月から5月の間に退職し、再就職しない方については、毎月給料から控除されている住 民税(市町村民税及び県民税)の5月までの未納住民税が控除されます。

令和4年3月に退職される方については、4月分及び5月分を一括徴収します。

(これは、令和3年給与所得に係る令和3年度住民税の残額です。)

(3) 共済組合償還金等

共済組合から借入金(普通貸付、住宅貸付等)に残額がある場合には、退職手当から一括 控除します。

なお退職手当から控除しきれない場合は、共済組合から振込依頼票を送付しますので期限 内に振り込んで下さい。

※鳥取県教職員互助会の貸付金の償還残金は、退職手当からは控除することができません ので、互助会が送付する振込依頼票によって償還していただくことになります。

○退職手当手取額

退職手当- 〔所得税+市町村民税+県民税+1~5 月までの未納住民税(年度末退職者は4~5月分)+共済貸付金の償還残金〕

11 退職手当の申請・受取について

(1) 退職手当の請求について

退職手当の請求については以下の書類を鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課まで提出してください。

なお、以下の書類の申請に、**退職手当口座振込依頼書**(退職手当の支払について口座振 替の方法を希望する場合)を併せて申請していただきますと、ご希望の金融機関の口座に直 接入金されます。

請求書類

提出書類退職事由	退職手当支給調書	戸籍謄本	退職所得に 関する申告書	生計関係 申 立 書	備考
定年、勧奨、整理、早期退職、自己都合、公務 外傷病の場合	0		0		公務外傷病による退職の 場合で勤続年数が11年未 満の場合は診断書を必要 とする。
公務外死亡退職	0	0		○ (配偶者が受 給者の場合は 除く。)	戸籍謄本は職員が除籍され、遺族との身分関係がわかるもの。
公務上傷病、死亡 退職	0	○ (死亡の 場合)	○ (傷病の 場合)	○ (死亡の場合 で、配偶者が 受給者の場合 は除く。)	公務災害認定通知書の写 し

[※]退職手当の請求書様式については、「職員の退職手当の支給に関する規則」に定められています。

(2) 退職手当の受取方法

ア 口座振替払を希望された場合

退職日以降の金融機関の営業日に、ご希望の金融機関(注)本人名義の口座(1口座に限る)に直接入金されます。

(注) 振込金融機関

銀行、信用金庫、商工中金、労働金庫、農協等(単位漁協を除く。)

イ 隔地払を希望された場合

次の①~③のものを山陰合同銀行の店舗に持参し、記名押印して現金をお受け取りいただくことになります。

- ① 歳出金支払通知書(退職後に県会計管理者から送付される)
- ② 印鑑
- ③ 身分証明書(受取人が本人であることを証明するもの)
- ※受取方法には、他に直払がありますが、支払日(=銀行へ受け取りに行かなくてはならい日)が指定されてしまうなど、受け取り時にご不便をおかけすることとなります。

12 その他注意事項

退職手当支給後に「退職手当の源泉徴収票」を発行します。